特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	地方税事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、地方税事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項	地方税事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和8年10月30日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税事務
②事務の概要	【業務全体概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表の24の項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税又は森林環境税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務又は地方税又は森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務と定められている。 特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 【個人住民税】 地方税法等の法律に従い、個人住民税業務で以下の事務を行う。 ①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 ②課税情報（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等）を受付し、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④扶養是正調査、未申告調査を行う。 ⑤証明書の交付申請に基づき所得・課税証明書を交付する。 【固定資産税】 地方税法等の法律に従い、固定資産税・都市計画税業務で以下の事務を行う。 ①償却資産申告書を作成し、送付する。 ②登記所からの通知、実地調査、納税義務者からの申告などに基づいて、土地・家屋・償却資産課税台帳を整備する。 ③固定資産の価格を決定し、縦覧帳簿や名寄帳を作成する。 ④賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ⑤現況確認調査、未申告調査を行う。 ⑥証明書等の交付申請に基づき評価・公課証明書又は名寄帳を交付する。 【軽自動車税】 地方税法等の法律に従い、軽自動車税業務で以下の事務を行う。 ①軽自動車等を所有した又は所有しなくなった場合に軽自動車税申告書を受付し、管理する。 ②賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ③市外転出者や死亡者について調査を行う。 【事業所税】 地方税法等の法律に従い、事業所税業務で以下の事務を行う。 ①事業所税申告書を作成し、送付する。 ②事業所税申告書を受付し、管理する。 ③更正、減免、不均一課税及び決定について、更正決定内容を通知する。 ④現況確認調査、未申告調査を行う。 【収滞納】 地方税法等の法律に従い、収納・滞納業務で以下の事務を行う。 ①納税者からの納税の管理、納税者への還付充当を行う。 ②納期限内に納付がない納税者に督促状を送付し、滞納整理を行う。 ③証明書の交付申請に基づき納税証明書を交付する。 ＜中間サーバー＞ ・情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要である。また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は特定個人情報を分散管理することとされていることから、情報提供のために既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上好ましくない。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを設置することとする。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、統合利用番号連携サーバ等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の機能を実現するもので、本市においても、この機能を利用し、他の団体との情報提供、入手に係る業務を実施する。 ・中間サーバーは、地方公共団体情報システム機構が設置するものを共同利用する。
③システムの名称	①税総合電算システム ②共通基盤システム ③統合利用番号連携サーバー ④中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条（利用範囲）第1項　別表の24の項 　地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令（※）で定めるもの 　※番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 （情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	堺市 財政局 税務部 税制課　税務運営課　法人諸税課　市民税課　固定資産税課　納税課
②所属長の役職名	税制課長、税務運営課長、法人諸税課長、市民税課長、固定資産税課長、納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	堺市 政策局　広報戦略部　市政情報課 〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号　電話番号　：　072-228-7439
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	堺市　財政局　税務部　税制課 〒590-0078　堺市堺区南瓦町3番1号　電話番号：072-228-6994
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　　30万人以上　　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び全項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[ ]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際（USBメモリを使用する場合を含む。）は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[○] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	岡田浩一、西浦隆司、牧　善幸、吉田一郎	西浦隆司、廣田　光、牧　善幸、吉田一郎	事後	
平成28年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 2対象人数 いつの時点の計数か	平成27年2月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年10月12日	Ⅰ基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項）	（別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 85の2【追加】 117【削除】 119【追加】 120【削除】	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、 87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （別表第二における情報提供の根拠） 38【追加】 117【追加】 119【削除】 120【追加】 [主務省令] 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、 第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、 第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、 第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項） [主務省令] 第20条	事前	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年1月1日時点	事前	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	Ⅰ基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 （別表第二における情報提供の根拠） （別表第二における情報照会の根拠）	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 （番号法別表第二における情報提供の根拠） （番号法別表第二における情報照会の根拠）	事前	
平成30年4月1日	Ⅰ基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	Ⅰ基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 なし	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）、堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び別表第2（第3条関係） （条例別表第2における情報提供の根拠） 左欄（機関）が「市長」の項のうち、右欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、20、21、23、24、25、27、32、34、39、41、43、44、47、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、61、62、64、66、67、69、71、72、74、75　の項）	事前	
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	堺市 財政局 税務部 税政課　市民税管理課　資産税管理課　収税課 西浦隆司、廣田　光、牧　善幸、吉田一郎	堺市 財政局 税務部 税制課　税務運営課　法人諸税課　市民税課　固定資産税課　納税課 川口 力、田村 真大、成澤 淳一、寶子 英司、牧 善幸、寺山 裕志	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	税政課	税制課	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	[500人以上] 平成28年4月1日時点	[500人未満] 平成30年4月1日時点	事後	
平成30年8月27日	Ⅰ 基本情報5. 評価実施機関における担当部署② 所属長	川口 力、田村 真大、成澤 淳一、寶子 英司、牧 善幸、寺山 裕志	税制課長、税務運営課長、法人諸税課長、市民税課長、固定資産税課長、納税課長	事後	様式変更に伴う所要の変更
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要【軽自動車税】	④証明書の交付申請に基づき継続検査用納税証明書を交付する。	【削除】	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報 1. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(番号法別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	117【削除】 120➡119【変更】	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報 1. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(条例別表第2における情報提供の根拠) 左欄(機関)が「市長」の項のうち、右欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、20、21、23、24、25、27、32、34、39、41、43、44、47、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、61、62、64、66、67、69、71、72、74、75 の項)	76【追加】	事前	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （番号法別表第二における情報提供の根拠）第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項） [主務省令] 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	・番号法第19条8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （番号法別表第二における情報提供の根拠）第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、10、12、17、24、31、33、36、37、38、39、40、41、46、47、48、50、52、53、55、61、66、67、72、73、74、76、77、78、79、80、81、82、87、88、94、100、104、110、112、116、117、119、125、129、130、132、135、136、137、142、143、144，146、147、150の項） [主務省令] 削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条8号（特定個人情報の提供の制限）、堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び別表第2（第3条関係） （条例別表第2における情報提供の根拠） 左欄（機関）が「市長」の項のうち、右欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、20、21、23、24、25、27、32、34、39、41、43、44、47、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、61、62、64、66、67、69、71、72、74、75、76　の項） （番号法別表第二における情報照会の根拠） 　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項） [主務省令] 第20条	・番号法第19条9号（特定個人情報の提供の制限）、堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び別表第2（第3条関係） （条例別表第2における情報提供の根拠） 左欄（機関）が「市長」の項のうち、右欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 77【追加】 （番号法別表第二における情報照会の根拠） 　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（37の項） [主務省令] 削除	事後	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【業務全体概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税の課税標準の更正もしくは決定、税額の更正もしくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務と定められている。	【業務全体概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表の24の項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税又は森林環境税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務又は地方税又は森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務と定められている。	事後	
令和6年9月27日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	1．番号法 ・第9条（利用範囲）第1項　別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務であって主務省令（※）で定めるもの ※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	1．番号法 ・第9条（利用範囲）第1項　別表の24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令（※）で定めるもの ※番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （番号法別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、10、12、17、24、31、33、36、37、38、39、40、41、46、47、48、50、52、53、55、61、66、67、72、73、74、76、77、78、79、80、81、82、87、88、94、100、104、110、112、116、117、119、125、129、130、132、135、136、137、142、143、144，146、147、150の項）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 （情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項）	事後	
令和6年9月27日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第9号（特定個人情報の提供の制限）、堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び別表第2（第3条関係） （条例別表第2における情報提供の根拠） 左欄（機関）が「市長」の項のうち、右欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、20、21、23、24、25、27、32、34、39、41、43、44、47、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、61、62、64、66、67、69、71、72、74、75、76、77の項）	・番号法第19条第9号（特定個人情報の提供の制限）、堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2（第3条関係） （条例別表第2における情報提供の根拠） 左欄（機関）が「市長」の項のうち、右欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、20、24、25、27、32、34、39、41、43、44、47、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、61、62、64、66、67、69、71、72、74、75、76、77の項）	事後	
令和6年9月27日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（番号法別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（37の項）	（情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（48の項）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	堺市役所　市長公室　広報部　市政情報課	堺市 市長公室　広報戦略部　市政情報課	事後	
令和6年9月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和6年9月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和6年9月27日	Ⅳリスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	[○]自己点検 [○]外部監査	事後	
令和7年12月12日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第9号（特定個人情報の提供の制限）、堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2（第3条関係） （条例別表第2における情報提供の根拠） 左欄（機関）が「市長」の項のうち、右欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、15、16、17、18、20、24、25、27、32、34、39、41、43、44、47、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、61、62、64、66、67、69、71、72、74、75、76、77の項） （情報照会の根拠） 　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（48の項）	削除	事後	
令和7年12月12日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年7月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年7月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年12月12日	Ⅳリスク対策 8．人手を介在させる作業	なし	十分である	事後	
令和7年12月12日	Ⅳリスク対策 8．人手を介在させる作業 判断の根拠	なし	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際（USBメモリを使用する場合を含む。）は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年12月12日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	なし	全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	
令和8年10月30日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市長公室　広報戦略部　市政情報課	政策局　広報戦略部　市政情報課	事前	